会議録様式	
審議会名	令和6年度第3回杉戸町立図書館協議会
開催日時	令和6年9月26日(木)午前10時00分~12時00分
開催場所	杉戸町生涯学習センター 集会室1、2
会議の議題	(1) カルスタすぎとの運営方法について(図書館)
公開・非公開の別	公開 · 非公開 (傍聴者数 6 名)
	(非公開の場合理由)
出席委員氏名 (敬称略)	正司 顯好、千葉 耕平、堀江 泰一、塩川 敬子、寺﨑 恵子、濱田 幸子、齋藤 伸夫
審議の概要	審議の概要
	(1)カルスタすぎとの運営方法について(図書館)
	事務局)・令和6年7月25日までに開催した図書館協議会で協議した内容をもって作成した答申書を教育委員会が議会に報告した。

- したところ、その答申内容が答申運営方法ではなく運営内容 であるとの指摘を受けた。その指摘を受け、今回改めて運営 方法について委員の方々から意見を賜りたい。社会教育課の 考えは指定管理者制度の導入が最適と結論づけた。指定管理 者制度導入の効果は、①専門性の高い職員の長期的な配置、 ②施設全体の一体的・効率的な運営管理、③図書館・学習施 設・運動広場と連携した幅広い学習機会の提供、④町民ニー ズに合わせた講座やイベントの実施、⑤幅広い情報発信の提 供(館内掲示、情報誌の発行、ホームページ、SNS 等)、⑥ 公民館図書室、コミュニティセンター図書室・学習室の利用 環境の向上が挙げられる。一方懸念事項は、指定期間ごとに 運営主体が変わる可能性があること、運営のノウハウが町に 蓄積されないこと、利用者の要望や意見がすぐに反映される かどうか利用者の不安が生じる可能性があることが挙げら れる。
- 長)・社会教育課において検討した結果、指定管理者制度導入 が最適ということになったが、これは運営方法の決定では ない。決定権を持つのは、今後の政策会議においてである。 なお、議長として本日の協議会内容を答申書に追記するこ とは考えておらず、議事録に残すにとどめる。
- 委員1) ・運営方法については、これまでの協議や社会教育課の示 したメリットデメリットを踏まえると、指定管理者制度が 一番持続可能な方法ではないかと考える。人口減少により

税収増加が見込めないこと、ライフスタイルの変化により限られたユーザーのみが図書館に来るという状況等を考えると、指定管理者制度による民間のノウハウを活用しながら町職員と連携して運営していくのがよいのではないか。

- **委員2)**・委員同士協議会の中で、思いをぶつけあって答申書を作成してきた。答申内容を見ると、指定管理者制度がよいのではないかと思う。住民が関心を持てる企画を提案していくために、その広報活動の中枢となる図書館の動きはとても大事だと思う。民間のノウハウを生かした広報活動に期待したい。
- 委員3)・答申内容にある懸念事項が気に掛かる。①指定管理者制度により運営主体が指定期間ごとに変わった場合、図書館のあり方自体も全く変化する可能性がある。その場合、協議会で求めてきたサービス計画の基本理念は一体どこへ行ってしまうのか、不安がある。②運営のノウハウが蓄積されないことに懸念がある。図書館サービスについて、町の職員が分からない状況はよくない。③町民の要望や意見を反映できるのか。きめ細かい図書館サービスを提供していくために、町と運営会社と協議会の関りをもう少しクリアにしておいたほうがよいのではないか。
 - ・懸念事項以外の部分において、費用面に不安がある。直営 と指定管理を費用面で比較した場合、直営が高いと話があっ たが、予想外に指定管理の費用が掛かる可能性があることも 視野に入れておくべきではないか。

事務局)委員3に対する回答

- ・①の事項について、指定管理者の運営主体が変わった場合、 仕様書に円滑な引継ぎを行うことを明示する。②の事項について、担当職員がサービス計画の作成に携わるとともに、現場の状況を知っていくことが必要になる。③の事項について、モニタリングや町と指定管理者との定期的な定例会を実施する。
- ・費用面については、どこまでのサービス内容を指定管理者 に求めるかによって変わってくる。
- **委員4)・**理想は直営だが、人材の問題からそれは難しいと思う。また、一番の問題は費用である。どの辺りで業者との妥協点を見出すのか。また、懸念事項にある運営のノウハウが町に蓄積されないことが気になる。

事務局)委員4に対する回答

- ・サービスレベルを決定することについては、町の財政状況 にも関わってくる。運営方法が決定した際は、サービスレベルが明確になり、費用面も具体的に決まる。
- 委員5)・運営方法において指定管理者制度を選択した場合、本が好

きで図書館の仕事を望んでこられる方が多いと思う。また、 専門的な知識を持っている方のほうが、運営はスムースでは ないか。一方、懸念事項である運営のノウハウが蓄積されな いことは不安である。完全に指定管理者に運営を任せるので はなく、一部委託の方法がよいのではないか。

- **委員6)**・図書館を少しでも良い図書館にしたいという思いを持って協議会で話し合いをしてきた。図書館を少しでも多くの町民に利用してもらいたい。子どもたちにもっと来てほしい。答申内容には、指定管理者制度導入が最適と書かれているが、最適とした具体的な内容が伝わっていない。指定管理者を想定して見積を取ったと思うが、それはどのように答申内容に反映されたのか。
 - ・指定管理者による運営費用が必ずしも安いわけではない。 儲けや消費税のない直営と指定管理者制度を比較した場合、直営のほうが費用が安いはずである。直営を選択しない理由は、経験豊かな人材、館長や司書を集められないことにあると思うが、直営で行うことに対し努力をしているのか。例えば、県立図書館の退職者から館長を選任したり、司書有資格者から職員を募集したりといった努力をしていないのではないか。
 - ・指定管理制度導入の場合、専門性の高い職員が長く運営に携わるとあるが、もし契約期間見直し後に指定管理者が変わった場合、新たな業者に自分のノウハウを渡すことはしないのではないか。指定管理者のモニタリングや図書館サービス計画の作成等を行う場合、図書館に関わっていない町職員がモニタリングすることは難しいのではないか。
 - ・全国で公立図書館の指定管理者へ運営費用が支払えず、 直営に戻すという記事が新聞に掲載されていた。そのよう な状況を考えながら、指定管理者の導入を考えた方がよい。
 - ・町の $3\sim5$ 年周期の人事異動により専門知識を持った図書館の職員が育っていないことは残念である。

事務局)委員6に対する回答

- ・見積もりについては、生涯学習センター建物全体を運営するという見積もりは取っていない。図書館部分の運営のみ現在の一部委託業者から見積もりを取っている。最終的な指定管理者は、図書館部分、生涯学習センター窓口部分、建物内機械整備点検部分全てを含む提案依頼を業者に行うことを考えている。
- ・直営のほうが安いとの意見だが、直営も人件費が上がっている。限られた財源で最大限のサービスを提供したいと考える。
- ・指定管理者の変更が生じた場合、新たな業者は町で提示した仕様書で運営していくこととなる。指定管理者が入れ替わったタイミングで不安があるかもしれないが、図書館の運営のノウハウを持っている業者であれば任せられると思って

いる。指定管理者のモニタリングについては、町職員が定期 的に図書館に足を運び、図書館の様子を見ることを徹底させ たいと考える。

- ・運営方法の見直しは、業者との契約期間ごとに必要であると考える。別の運営方法に変更となる可能性はある。
- ・人事については、今までも人事所管課へ要望を行ってきた。 町が図書館運営に使う金額には上限がある。今後、庁舎の建 替え等費用の掛かる事業が予想されるが、住民サービスの維 持、更には向上を図るためには、社会教育課は指定管理者制 度の導入が最適であると考えている。